

職員の懲戒処分について

本校職員による不正行為が発覚しましたので、懲戒処分及び不正行為の概要について公表いたします。

記

1. 懲戒処分について

- (1) 処分年月日 平成27年5月22日
- (2) 被処分者 事務職員(40歳代・男性)
- (3) 処分の内容 懲戒解雇
- (4) 処分の理由 懲戒処分に該当する次の行為を行ったため

2. 不正行為の概要について

当該職員は、「後援会・学校管理運営費」及び「教職員親睦会費」を管理する立場を利用して、平成25年4月から平成27年3月までの間に 総額6,724,612円を私的に流用した。

〔内訳〕 後援会・学校管理運営費(平成25・26年度) : 4,384,612円
教職員親睦会費(平成26年度) : 2,340,000円

なお、弁済すべき金額は、既に全額弁済されている。

3. 校長コメント

このような事案が発生したことを猛省し、管理体制を強化することはもとより、会計監査体制の見直しを図るなど、二度とこのような事が起きないように再発防止に努めます。

今回の件により、保護者の皆様方には、大変なご迷惑をお掛けしましたことを改めて心よりお詫び申し上げます。

今後は、本校の信頼回復のために、教職員一丸となって教育・学校運営に邁進する所存であります。

平成27年5月25日

米子工業高等専門学校